

2019年5月10日

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」「児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属フォーラム 大河原まさこ

立憲民主党・無所属フォーラムの大河原まさこです。会派を代表して内閣提出「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」ならびに野党提出法案「児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」に対して質問させていただきます。

冒頭、一言申し上げます。

「対話のための対話には意味がない」と言って回っていた安倍総理が、先日、北朝鮮の金正恩委員長と無条件で会いたいと突然言い出したのには驚きました。まさに「どの口が言っているのか」と思わざるを得ません。「最大限の圧力」などと威勢良く叫んでいたのも、今は昔。安倍外交は完全に置いてきぼりです。

北方領土問題もいったいどうなったのでしょうか。歴代内閣の血のにじむような努力を、「1ミリも動いてこなかった」と切って捨てたのは安倍総理ご自身です。あれから北方領土問題は1ミリでも動いたのでしょうか。ロシア側の不法占拠であるという事実ですら、なぜか口にしなくなり、ロシア側には言われたい放題。1ミリも進んでいないどころか、大幅後退ではないですか。しかも政府は国民に対して、何ら説明をしようともしていないではないですか。

こうした外交課題に加え、不透明感が増していく経済情勢などについても、政府の現状認識はどうなっているのか、国民の皆さんに丁寧な説明が必要であることは、改めて申し上げるまでもありません。

こうした状況で、野党が揃って予算委員会の開催を求めるのは、至極当然です。やましいところがないのなら、与党は堂々と予算委員会を受ければいいではないですか。ところがです。与党は、予算委員会の開催を拒否し続け、言を弄して逃げ回り、ついには今日で、与党による予算委員会審議拒否は70日に及びます。一言で言えば、70連休です。与党の皆さんに猛省を促し、質問に入ります。

本年1月千葉県野田市で父親から虐待を受けていた小学4年生の女儿が虐待死する痛ましい事件が起こりました。父親の逮捕後、母親も傷害ほう助の罪で逮捕されました。

この事件では、何度も「SOS」が発せられていたにもかかわらず、命を救うことができませんでした。この夫婦の間に以前からあったDV問題と子ども虐待の関係の見落とししたこと、児童相談所が女儿を一時保護していながら、安易に保護を解除して家に帰したこと、女儿が「父親から暴力を受けている」ことを伝えた小学校のアンケートのコピーを、あろうことか野田市教育委員会が父親に渡していたことなど、関係機関の致命的な判断ミス、連携不足、法制度の欠陥など様々な問題点が浮き彫りになりました。

さらに、児童虐待の背後に家庭内のDVがあるとされています。この事件でも、母親が父親からDVを受けていたとされています。被害者は恐怖で思考能力を奪われ無力化し、加害者のゆがんだ見方に同調する事態にも至るわけです。専門家は、「行政はまず、DV事案として母子を保護して父親から離すべきだった」「実際のDV加害者は大声を出したり暴れたりせず、冷静かつ理論的に相手の弱みに付け込むタイプが多い。DVの本質は精神の支配とコントロール」であり「長期間支配された母親が（子どもを守るために）できたことは限られていたのではないか、DVの特殊な構造を見極めた法体系をつくる必要がある」また「縦割りをなくさないと事件の再発は防止できない」と指摘しています。

繰り返される、こうした悲劇への対応として、政府案、そして野党案が提出され、議論していくことは遅きに失したとはいえ、何歩も前進するものとして捉えております。

まず最初に伺いたいのは子どもの権利に関することです。国連の子どもの権利委員会が今年2月、子どもへの暴力や虐待事件が相次ぐ日本への強い懸念を示し、政府に虐待防止に取り組むよう勧告しました。子どもの人権を保障する国連の「子どもの権利条約」を日本が批准して今年で25年になりますが、悲惨な事件は一向になくなりません。なぜこうした事件が相次ぎ、子ども自身による勇気ある告発も軽視されるのでしょうか。

国連の子どもの権利条約は、18歳未満の子どもも大人と同じ権利の主体と位置づけ、暴力や搾取から守られる権利。教育を受ける権利——などとともに、自由に意見を表明する権利も保障する。としています。

締約国が条約の定める義務を守っているかを監視する子どもの権利委員会は、1月、日本の状況を審査し、2月、子どもへの暴力や虐待が「高い水準で発生し

ている」と懸念を表明。その上で政府に▽子どもの通報や苦情申し立てなどを受け付ける仕組みづくりや虐待防止の教育プログラム強化、そして家庭への適切な支援——などを勧告し、法律による体罰の全面的な禁止も求めました。

以下、質問致します。

- 1 政府提出法案には、親権者による体罰を禁止する規定を児童虐待防止法に盛り込んでおります。民法の懲戒権の在り方については施行後2年を目途に検討を行うとされており、野党案では「早急な検討と結論」を求めています。この規定の趣旨を野党案提出者に伺います。そして、民法上の懲戒権の削除を含む見直しについて、国連子どもの権利委員会からの勧告も踏まえた、総理の決意を伺います。
- 2 子どもの意見表明権について伺います。
野田市の女兒が助けを求めた声は、周囲の大人たちに黙殺されました。二度とこのようなことが起きないために、子どもの意見表明権を具体的に保障する仕組み、アドボケイト制度、オンブズマン制度を含む子どもの権利擁護センターの設置などの取り組みが求められていると思います。この点につき、野党案提出者と総理の考えを伺います。
- 3、政府案、野党案のいずれも児童相談所（児相）が担う「介入」と「支援」の機能分化を促進する規定が盛り込まれています。今後の児相が担っていく業務の在り方を考えれば、将来的には、児相は子どもの安全を守るための「介入」に特化し、親子関係の再構築といった「支援」の多くは市町村や民間団体に任せていくべきではないでしょうか。この点につき、野党案提出者と厚生労働大臣に見解を伺います。
- 4 児童相談所の体制強化については、児童福祉司の増員が必要なのは勿論ですが、ただ人数を増やすだけでは十分ではなく、個々の児童福祉司の資質の向上が重要です。児童福祉司が一人前になるのには5年～10年もかかるとの指摘もあり、職員の増員と資質の向上という課題に対して、野党提出者と厚生労働大臣の考えを伺います。
- 5 野党案では非常勤職員の常勤転換を含め、児相職員の待遇改善を検討規定に盛り込んでいます。野党提出者にこの規定の趣旨を伺います。子どもの命を守る児相職員の仕事は責任が重く、本当に大変な仕事です。地方自治体の職員とはいえ、待遇を改善するための何らかの支援を国としても早急に検討すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。
- 6 野党案には一時保護所の増設、機能の強化に加え、支援の在り方に関する検討規定を設けています。東京都などの都市圏では、一時保護所の平均入所率が100%を超えているところもあります。またその実態は、幼児から高校生までの子どもが虐待や非行など様々な理由により入所する施設であることから、

子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものです。児相の機能分化による適切な介入的対応を促すのであれば、一時保護所の増設や環境の整備は不可欠です。また連携協力先となる民間のNPO、シェルターなどへの支援強化も欠かせません。野党提出者と厚生労働大臣の見解を伺います。

7 冒頭で触れた野田市の痛ましい事件では、管轄する千葉県の児童相談所があるのは中核市である柏市です。中核市や特別区という住民により身近な自治体が児童相談所を設置すれば、都道府県児相の負担も減るのではないのでしょうか。

野党案は中核市・特別区による児童相談所の設置義務化を盛り込んでおりますが、政府は、野党案の当該規定についてどのように考えているか、お答えください。また、児相設置に伴う自治体の財政的、人的負担を支援するためにどのような支援を考えているのでしょうか 厚生労働大臣の答弁を求めます。

8 「多くの児童虐待の背後には家庭内のDVがある」というのは専門家や関係者の間では常識です。児童虐待への対応と同時にDV問題の解決が不可欠です。児童虐待防止強化およびDV防止等について、政府提出法案との主な違いについて野党案提出者に伺います。

9 政府が、国会がまずすべきことは、虐待を防ぐこと、加害者を作らないよう、社会全体で子どもの育ちを支援することだと考えます。この観点から、野党案提出者に伺います。虐待を行った親への再発防止プログラムの義務化や、DV加害者へ指導、支援の検討規定を設けた趣旨を伺います。

私は今回の政府案、野党案に留まらず、根本的な法改正が必要だと考えています。特に、児童虐待の背景にあるDV影響の調査研究が必須であり、DVを見抜ける専門職も必要です。DV影響化の母親についても、まず支援が必要であるという認識を広く共有していくことが重要だと考えております。

政府案・野党案の審議をつくして、互いに補いあう修正法案が結実することを強く期待して質問を終わります。